

新発田地域広域事務組合告示第4号

出納員に委任した事務の再委任について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定により、別表第1左欄に掲げる出納員は、同表中欄に掲げる分任出納員に、同表右欄に掲げる事務をそれぞれ再委任する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から適用する。

別表第1

出納員	分任出納員	再委任事務
事務局長	総務課の職員のうち指定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田地域広域事務組合情報公開条例施行規則(平成18年新発田地域広域事務組合規則第10号)第11条の規定による公文書の写しの交付費用の収納に関する会計事務</li> <li>・職員から徴収する所得税、市町村民税及び共済費等の収納に関する会計事務</li> </ul>
	新発田広域クリーンセンターの職員のうち指定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田地域広域事務組合塵芥焼却場設置及び管理に関する条例(昭和50年新発田地域広域事務処理一部事務組合条例第32号)第5条の規定による処理手数料の収納に関する会計事務</li> </ul>
	虹の里交流館の職員のうち指定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田地域広域事務組合広域交流施設設置及び管理に関する条例(平成10年新発田地域広域事務組合条例第3号)第11条の規定による使用料の収納に関する会計事務</li> <li>・物品売払代金の収納に関する会計事務</li> </ul>
消防長	消防本部の職員のうち指定するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新発田地域広域事務組合情報公開条例施行規則(平成18年新発田地域広域事務組合規則第10号)第11条の規定による公文書の写しの交付費用の収納に関する会計事務</li> </ul>